

京都市上下水道局告示第12号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第1号及び第3号の規定に基づき代表者及び営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和4年5月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都市右京区西京極新明町77番地

ナクラ設備

名倉 久明

2 変更事項

(1) (代表者の変更)

名倉 茂美 から 名倉 久明 に変更

(2) (営業所所在地の変更)

京都市右京区西京極新明町80番地 から

京都市右京区西京極新明町77番地 に変更

(上下水道局下水道部管理課)